

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品 調剤体制加算3	後発医薬品調剤体制加算3の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合90%以上)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

在宅薬学総合加算1に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上)

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制 整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制・活用 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

さくら薬局長船店	管理薬剤師：中本 実
所在地:瀬戸内市長船町土師1212-6	TEL:0869-26-6402
	FAX:0869-26-6404